

ACSV MONTHLY LETTER

● 国民健康保険料の算定

国民健康保険（国保）は、市町村により「所得割＋均等割」、「所得割＋均等割＋平等割」、「所得割＋均等割＋平等割＋資産割」などで算定されます。

奈良市と大阪市の平成21年分保険料（年間）は以下のようになっています。

区分	課税標準	奈良市	大阪市
所得割	賦課標準額	賦課標準額×10.2%（2%）	賦課標準額×10.5%（1.7%）
均等割	被保険者1人あたり	33,600円（16,200円）	25,872円（5,771円）
平等割	1世帯あたり	30,600円（-）	44,851円（7,191円）
資産割	固定資産税	-	-
限度額		59万円（9万円）	59万円（10万円）
医療分と支援分の合計で、（ ）は介護分の加算額			

被保険者が4人で、賦課標準額が300万円の世帯の場合、奈良市の年間保険料は以下のようになります（介護分除く）。

「所得割」 300万円×10.2% = 306,000円

「均等割」 33,600円×4人 = 134,400円

「平等割」 = 30,600円

合計 471,000円

所得割の課税標準の「賦課標準額」については、いくつかの規定がありますが、多くの市町村が「旧ただし書き方式」を採用しています。これによれば、被保険者ごとの（前年中の総所得金額等 - 33万円）の合計額が、賦課標準額となります。

次号では、「総所得金額等」について、さらに詳しく説明します。

税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）